

運行管理業務の一元化の 運行管理者選任数に係る実証実験について

令和6年度 第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」

【運行管理業務の一元化の概要】

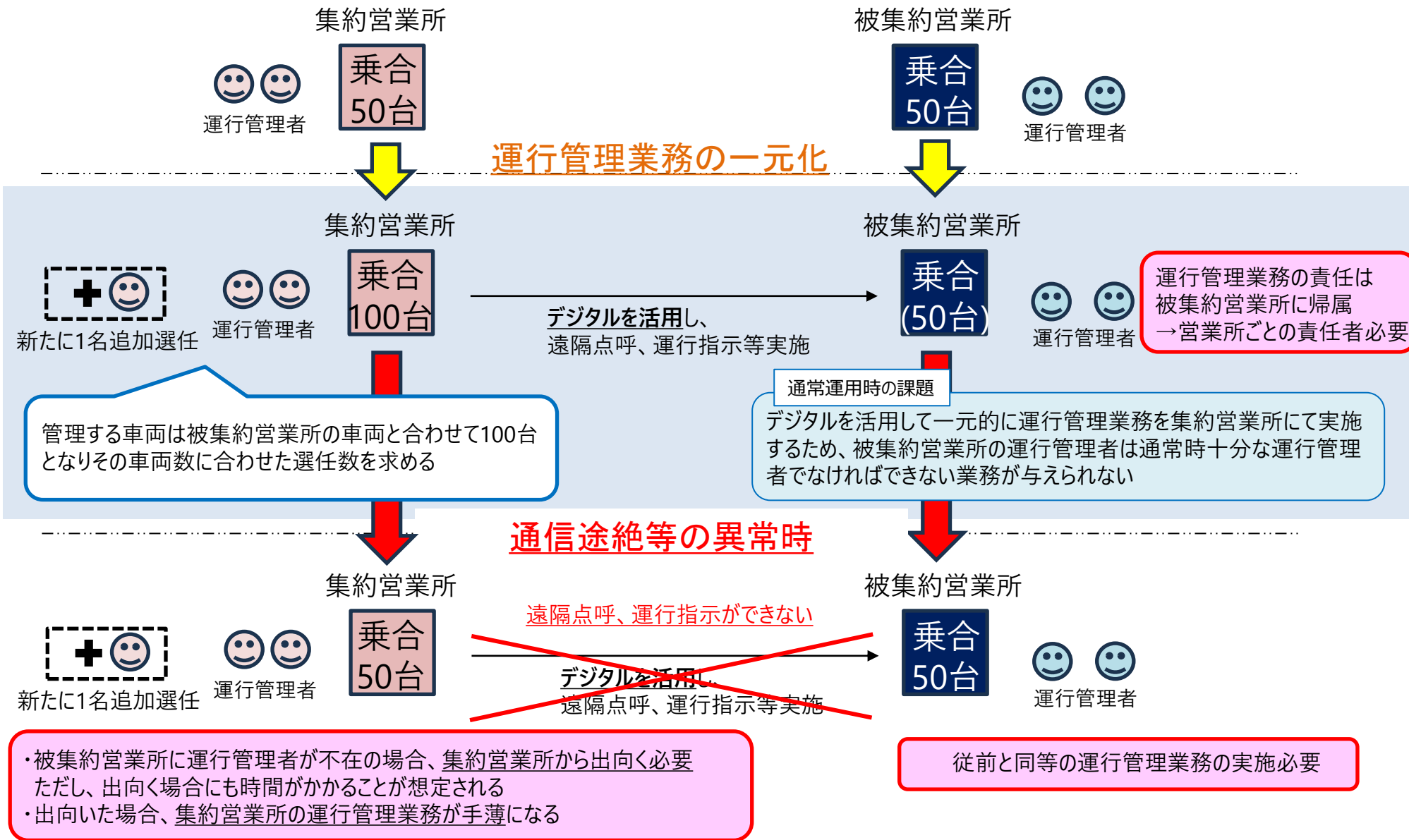
- 届出を行うことにより事業者は、複数の営業所の運行管理業務を、集約営業所で一元管理することを可能とする。
- 運行管理業務の一元化は、事業の種別ごとに実施すること。
- 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業者が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
- 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。

【選任数の現状】

運行管理業務を一元化し、効率化することで、運行管理者の業務負荷低減を狙っているが、本制度の活用で全体の運行管理者の選任数が増える。



運行管理業務を一元化した場合においても運行管理業務の責任は被集約営業所の運行管理者に帰属すること、また、非常時には被集約側で運行管理業務を行うことを求めることから被集約営業所においても運行管理者の選任は必要。一方、通常時には人が余ることになり、非常時の体制を確保したうえで、被集約営業所の運行管理者を柔軟に配置ができるよう要望あり。



乗合・貸切バス事業者 A

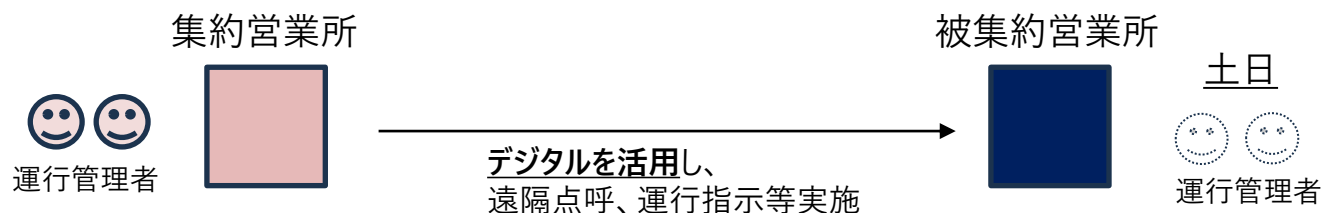
- 乗合・貸切の運行管理業務を一元化
- 業務前点呼は基本的に各々の営業所で実施
- その他の業務は集約営業所に集約
- 集約営業所と被集約営業所の距離は約18km(40-60分)

		集約営業所	被集約営業所
車両台数	乗合	68両	21両
	貸切	1両	1両
運行管理者数		9名	2名
運行管理補助者数 (運転者兼任)		14名	4名

- 被集約営業所は平日20時まで運行管理者を1名出勤、土日は運行管理者が出勤せずに運用しており、夜間、休日の運行管理者の人員削減に運行管理業務の一元化制度が貢献。

(平日は基本的に午前は運行管理補助者、午後は運行管理者のシフトとしている)

乗合・貸切で集約・被集約営業所が近距離(概ね1時間以内)にある場合の運行管理業務の一元化

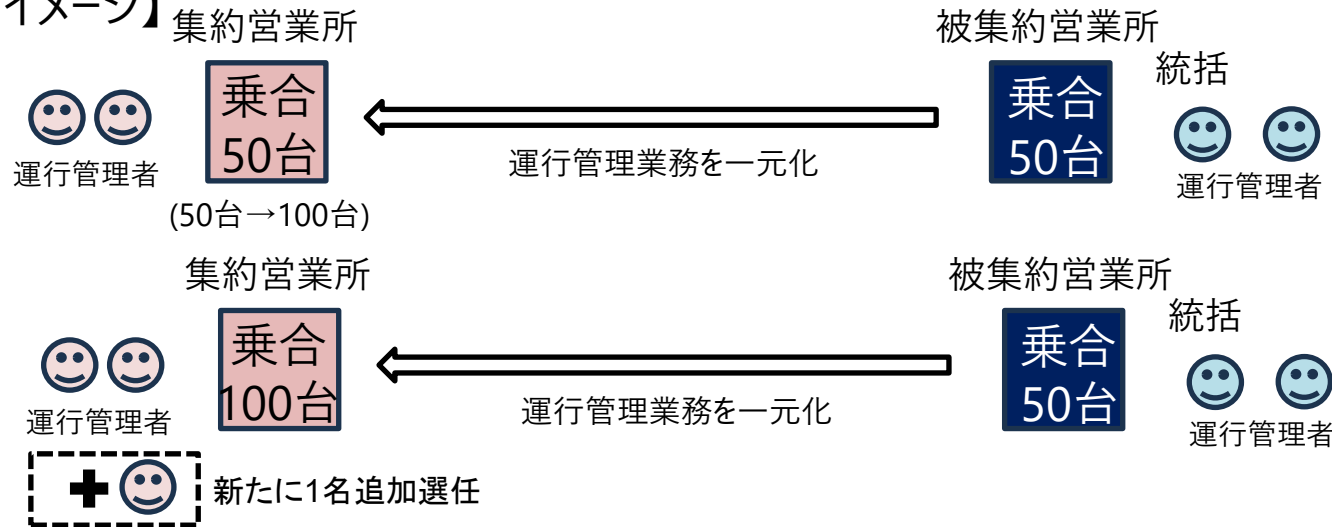


被集約営業所においてが運行数が少なくなる土日においては運行管理者の出勤0名での運用実績あり

→通信途絶等の異常時の対応について事例を収集していく

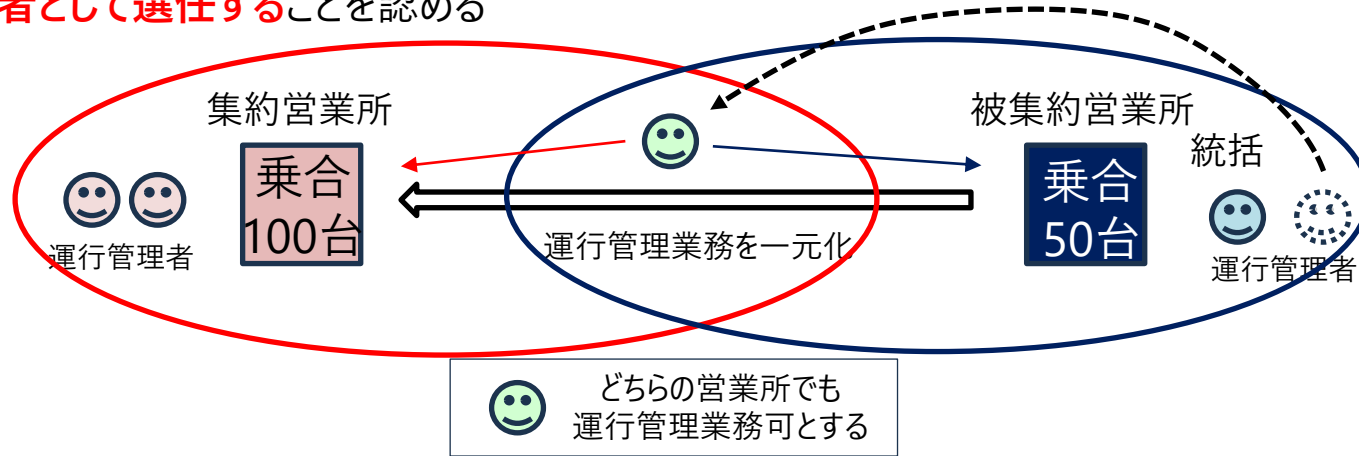
乗合・貸切事業者の事例のみならず、乗用、貨物等での活用についても収集していく必要がある

【実証実験案概要イメージ】



(実証Step1)

被集約営業所において選任された運行管理者のうち、**統括運行管理者以外の運行管理者を集約営業所でも運行管理者として選任すること**を認める

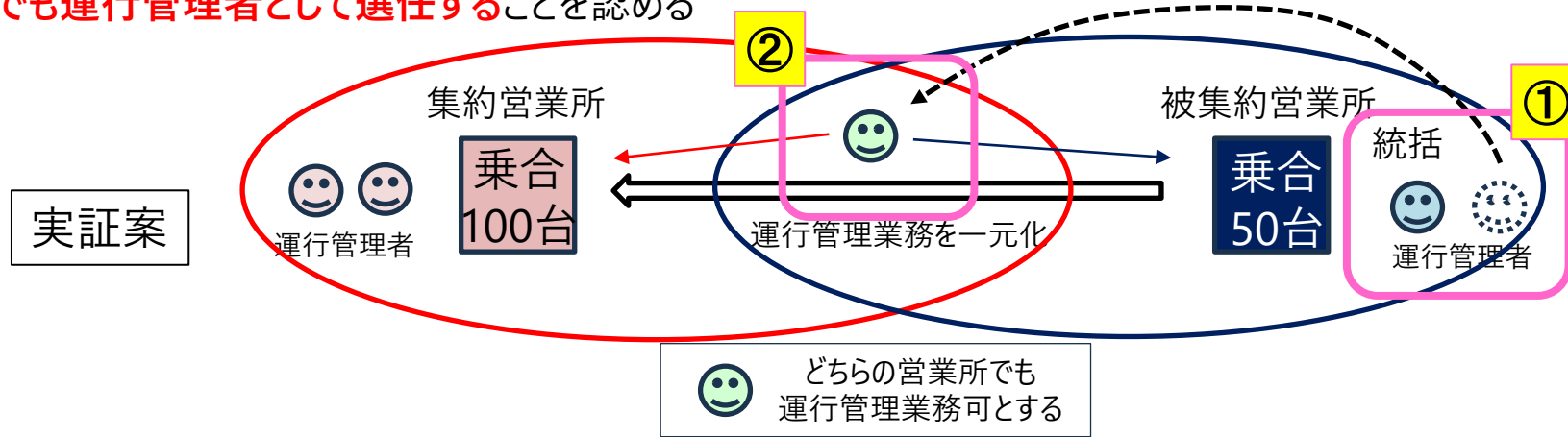


(実証Step2)

被集約営業所において選任された**全ての運行管理者を集約営業所においても運行管理者として選任**することを認める

(実証Step1)

被集約営業所において選任された運行管理者のうち、**統括運行管理者以外の運行管理者を集約営業所でも運行管理者として選任することを認める**



①被集約営業所の体制について

運行管理者を1名残し、運行管理補助者を活用することで対応可能な実例あり。

②運行管理者の兼任について

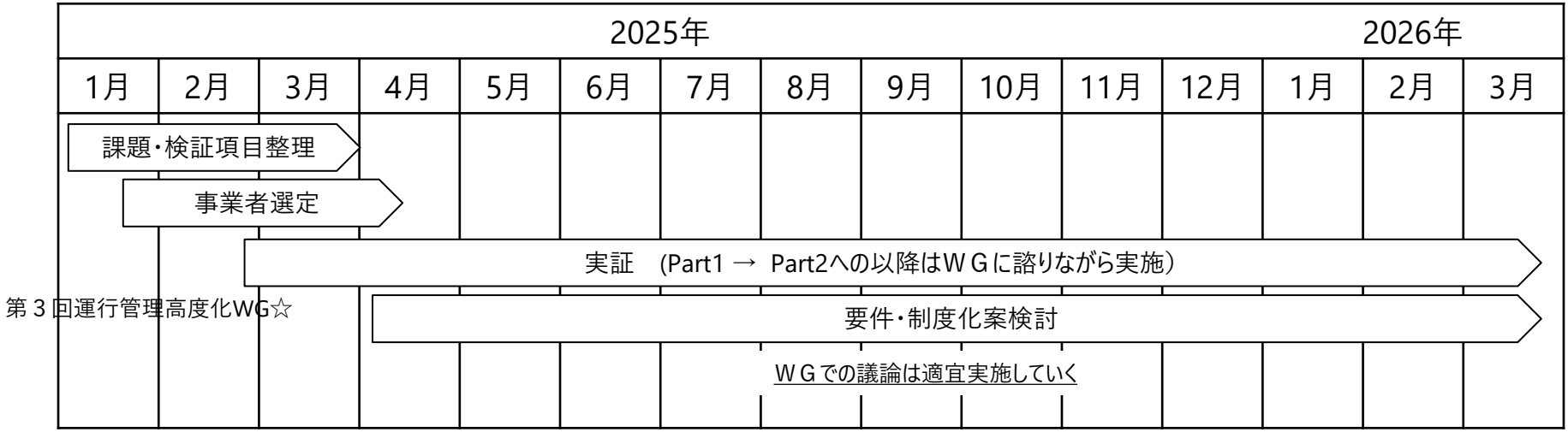
引き続き事業者と議論しながら在り方を検討。

特に、兼任される運行管理者の業務負担が過多にならないように留意しつつ、進めて行く必要がある。

● 引き続き、運行管理業務の一元化を実施している事業者からの情報や事業者の実現したいことを整理しながら、輸送の安全性確保を前提に運行管理者選任数緩和に係る検証を進めていく。

- 現在運行管理業務の一元化を実施している事業者を中心に、輸送の安全性が確保を大前提に、事業者の実現したいことを確認しながら運行管理者選任数緩和に係る検討を実施し、必要に応じて実証実験を行う。
- バスのみならず、トラック、タクシーでの活用も想定して議論する。ただし、同一事業者内での実施とする。

スケジュール案



論点 運行管理業務の一元化における運行管理者の選任数に係る実証実験について

運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の緩和の考え方について、追加で検討すべき観点はあるか。

今後の進め方は適切か。